

小山市土砂等埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例及び施行規則

条 例	施 行 規 則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成10年栃木県条例第37号。以下「県条例」という。)その他の土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止を目的とする法令及び条例(以下「法令等」という。)と相まって、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び災害の発生を防止し、もって市民の生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 土砂等の埋立て等 土砂等(土砂及びこれに混入し、又は吸着したものをいう。以下同じ。)による土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積(製品の製造又は加工のための原材料のたい積、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設における土砂等のたい積その他規則で定めるたい積を除く。)を行う行為をいう。</p> <p>(2) 小規模特定事業 土砂等の埋立て等に供する区域(宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域内の土壌から採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域。以下この条において同じ。)以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、当該土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満であるものをいう。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、小山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成11年条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(条例第2条第1号の規則で定めるたい積)</p> <p>第1条の2 条例第2条第1号の規則で定めるたい積は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第16条第1項に規定する汚染土壌を同法第17条に規定する運搬に関する基準に従い保管する場合における当該汚染土壌のたい積</p> <p>(2) 汚染された土砂等を処理し、又は積替えのために一時的に保管する施設で市長が指定するものにおける土砂等のたい積</p> <p>2 前項第2号の規定による指定は、告示してしなければならない。</p>

条 例	施 行 規 則
<p>(3) 小規模特定除外事業 小規模特定事業及び土砂等の埋立て等に供する区域以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、当該土砂等の埋立て等に供する区域の面積が 500 平方メートル未満であるものをいう。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第 3 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、小規模特定事業及び小規模特定除外事業(以下「小規模特定事業等」という。)による土壌の汚染及び災害の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する小規模特定事業等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策に協力する責務を有する。</p> <p>2 建設工事に伴い発生する土砂等を排出する者は、小規模特定事業等に使用される土砂等を排出するときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、小規模特定事業等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を排出することのないように努めなければならない。</p> <p>3 土砂等を運搬する事業を行う者は、小規模特定事業等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、小規模特定事業等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないように努めなければならない。</p> <p>(土地の所有者の責務)</p> <p>第 4 条 土地の所有者は、小規模特定事業等による土壌の汚染及び災害の発生のおそれのある小規模特定事業等を行う者に対して当該土地を提供することのないように努めなければならない。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第 5 条 市は、土地等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>(県及び他の市町村との連携等)</p> <p>第 5 条の 2 市は、県及び他の市町村と連携して土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策を効果的に実施するとともに、県が実施する土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策につ</p>	

条 例	施 行 規 則
<p>いて、情報の提供その他の協力を行うものとする。</p> <p>(土砂等の安全基準等)</p> <p>第 5 条の 3 小規模特定事業等に使用される土砂等の安全基準(以下「安全基準」という。)は、土砂等の汚染状態について、規則で定める。</p> <p>2 安全基準は、土砂等の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして定めるものとする。</p> <p>3 小規模特定事業等を行う者は、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。</p> <p>(崩落等の防止措置等)</p> <p>第 5 条の 4 小規模特定事業等を行う者は、当該小規模特定事業等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 市長は、小規模特定事業等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、必要に応じ、当該小規模特定事業等を行い、又は行った者に対し、期限を定めて、これらを防止するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。</p> <p>3 市長は、前項の規定による指導をした場合において、その指導を受けた者がその指導に従わないときは、その旨及びその指導の内容を公表することができる。</p> <p>(小規模特定事業の許可)</p> <p>第 6 条 小規模特定事業を行おうとする者は、小規模特定事業に供する区域(以下「小規模特定事業区域」という。)ごとに、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる小規模特定事業については、この限りでない。</p> <p>(1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体(以下「国等」という。)が行う小規模特定事業</p>	<p>(安全基準)</p> <p>第 1 条の 3 条例第 5 条の 3 第 1 項の安全基準は、別表第 1 の項目の欄に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。</p> <p>(公共的団体の範囲)</p> <p>第 2 条 条例第 6 条第 1 号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人都市再生機構、地方共同法人日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、東日本高速道路株式会社、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、</p>

条 例	施 行 規 則
<p>(2) 採石法(昭和 25 年法律第 291 号)、砂利採取法(昭和 43 年法律第 74 号)その他の法令等に基づき許認可等(許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。)がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等のたい積を行う小規模特定事業</p> <p>(3) 採石法又は砂利採取法に基づき認可がなされた採取計画に従って行う小規模特定事業</p> <p>(4) 土壤汚染対策法第 6 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の規定により指定された土地の区域内で行う小規模特定事業</p> <p>(5) 非常災害のために必要な応急措置として行う小規模特定事業</p>	<p>独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構</p> <p>(2) 地方住宅供給公社法(昭和 40 年法律第 124 号)に基づき設立された地方住宅供給公社</p> <p>(3) 地方道路公社法(昭和 45 年法律第 82 号)に基づき設立された地方道路公社</p> <p>(4) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和 47 年法律第 66 号)第 10 条第 1 項の規定により設立された土地開発公社</p> <p>(5) 土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 10 条第 1 項の規定により認可された土地改良区及び同法第 77 条第 2 項の規定により認可された土地改良区連合</p> <p>(6) 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 14 条第 1 項の規定により認可された土地区画整理組合</p> <p>(7) 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壤の汚染又は災害の発生の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして市長の認定を受けた者</p> <p>2 前項第 7 号の規定による市長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。</p>

条 例	施 行 規 則
<p>(6) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為として行う小規模特定事業で規則で定めるもの</p> <p>(小規模特定事業に係る土地所有者の同意)</p> <p>第 6 条の 2 前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る小規模特定事業区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、次条第 1 項の規定によるものである場合にあっては同項第 1 号から第 9 号までに掲げる事項を、同条第 2 項の規定によるものである場合にあっては同項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。</p> <p>(許可申請の手続)</p> <p>第 7 条 第 6 条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に小規模特定事業区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 小規模特定事業区域及び小規模特定事業に供する施設(以下「小規模特定事業場」という。)の位置及び面積</p> <p>(3) 小規模特定事業の施工を管理する者(以下「現場管理責任者」という。)の氏名</p> <p>(4) 小規模特定事業に使用される土砂等の量</p> <p>(5) 小規模特定事業の期間</p> <p>(6) 小規模特定事業が完了した場合の小規模特定事業区域の構造</p>	<p>(条例第 6 条第 6 号の規則で定める小規模特定事業)</p> <p>第 3 条 条例第 6 条第 6 号の規則で定める小規模特定事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 植樹の用に供する目的で行う小規模特定事業</p> <p>(2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で行う小規模特定事業</p> <p>(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)に基づく許可を受けた一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設において行う小規模特定事業</p> <p>(小規模特定事業に係る土地所有者の同意)</p> <p>第 3 条の 2 条例第 6 条の 2(条例第 10 条第 1 項及び条例第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。)の同意は、条例第 6 条の許可の申請が、条例第 7 条第 1 項の規定によるものである場合にあっては小規模特定事業区域内土地使用同意書(様式第 1 号の 2)により、同条第 2 項の規定によるものである場合にあっては小規模特定事業(小規模一時たい積事業)区域内土地使用同意書(様式第 1 号の 3)によらなければならない。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第 4 条 条例第 7 条第 1 項の申請書は、小規模特定事業許可申請書(様式第 2 号)とする。</p> <p>2 条例第 7 条第 1 項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 申請者の住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書)</p> <p>(2) 小規模特定事業場の位置図及び付近の見取図</p> <p>(3) 小規模特定事業場の平面図及び断面図(小規模特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。)</p> <p>(4) 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し</p> <p>(5) 小規模特定事業区域内土地使用同意書(様式第 1 号の 2)</p>

条 例	施 行 規 則
<p>(7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画</p> <p>(8) 小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置</p> <p>(9) 小規模特定事業が施工されている間において、小規模特定事業区域以外の地域への当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置</p> <p>(10) その他市長が必要と認める事項</p>	<p>(6) 申請者が条例第 8 条第 1 項第 1 号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面(様式第 2 号の 2)</p> <p>(7) 申請者が条例第 8 条第 1 項第 1 号カに規定する未成年者又は第 4 条の 3 第 9 号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所。第 15 条の 2 第 2 項第 5 号において同じ。)を記載した書面(様式第 2 号の 3)</p> <p>(8) 申請者が法人である場合には、条例第 8 条第 1 項第 1 号キに規定する役員又は第 4 条の 3 第 10 号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面(様式第 2 号の 3)</p> <p>(9) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面(様式第 2 号の 3)</p> <p>(10) 申請者に次条に規定する使用人又は第 4 条の 3 第 7 号に規定する使用人がある場合には、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面(様式第 2 号の 3)</p> <p>(11) 小規模特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書</p> <p>(12) 土質試験等に基づく土砂等の埋立て等の構造の安定計算(以下「安定計算」という。)を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面</p> <p>(13) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図</p> <p>(14) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書</p> <p>(15) 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面(様式第 3 号)</p>

条 例	施 行 規 則
<p>2 前項の規定にかかわらず、第6条の許可を受けようとする小規模特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う小規模特定事業(以下「小規模一時たい積事業」という。)である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に小規模特定事業区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号から第3号まで、第5号及び第8号に掲げる事項</p> <p>(2) 年間の小規模特定事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量</p> <p>(3) 小規模特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造</p> <p>(4) その他市長が必要と認める事項</p> <p>(申請の制限)</p> <p>第7条の2 第6条の許可を受けようとする者は、小規模特定事業の期間について3年を超えて申請することができない。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第8条 市長は、第6条の許可の申請が第7条第1項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第6条の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア この条例の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者</p> <p>イ 第19条第1項の規定により許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る小山市行政手続条例(平成9年条例第1号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法</p>	<p>(16) 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面</p> <p>(17) その他市長が必要と認める書類</p> <p>3 条例第7条第2項の申請書は、小規模特定事業(小規模一時たい積事業)許可申請書(様式第4号)とする。</p> <p>4 条例第7条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 第2項第1号、第2号、第4号、第6号から第10号まで、第15号及び第16号に掲げる書類</p> <p>(2) 小規模特定事業(小規模一時たい積事業)区域内土地使用同意書(様式第1号の3)</p> <p>(3) 小規模特定事業場の平面図及び断面図(土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。)</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p>

条 例	施 行 規 則
<p>人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。以下この号において同じ。)であった者が当該取消しの日から3年を経過しない者を含む。)。ただし、申請者が第19条第1項第2号又は第7号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 第19条第1項の規定により小規模特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間</p> <p>エ 第20条の規定による必要な措置を完了していない者</p> <p>オ 小規模特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められるに足りる相当な理由がある者</p> <p>カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がアからオまで又はキのいずれかに該当する者</p> <p>キ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>ク 個人で規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>ケ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第5項第2号イからへまでに掲げる者のうち規則で定めるもの</p>	<p>(使用人)</p> <p>第4条の2 条例第8条第1項第1号キ及びク(条例第10条第5項及び第18条第3項において準用する場合を含む。)の規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。</p> <p>(1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂等の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの</p> <p>(条例第8条第1項第1号ケの規則で定めるもの)</p> <p>第4条の3 条例第8条第1項第1号ケの規則で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 精神の機能の障害により法第2条第1項に規定する廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p>

条 例	施 行 規 則
	<p>(3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者</p> <p>(4) 法、浄化槽法(昭和58年法律第43号)、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者</p> <p>(5) 法第7条の4第1項(同項第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは法第14条の3の2第1項(同項第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(法第7条の4第1項第3号又は法第14条の3の2第1項第3号(法第14条の6において準用する場合を含む。)に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務</p>

条 例	施 行 規 則
	<p>を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。)であった者で当該取消の日から3年を経過しないものを含む。)</p> <p>(6) 法第7条の4若しくは法第14条の3の2(法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第7条の2第3項(法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から3年を経過しないもの</p> <p>(7) 前号に規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、前号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは使用人(申請者の使用人で、本店又は支店(商人以外の者)にあっては、主たる事務所又は従たる事務所)の代表者その他これに準ずる者で市長が別に定める使用人。以下同じ。)であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の使用人であった者で、当該届出の日から3年を経過しないもの</p>

条 例	施 行 規 則
<p>(2) 第 6 条の 2 に規定する同意を得ていること。</p> <p>(3) 小規模特定事業が 3 年以内に完了するものであること。</p> <p>(4) 小規模特定事業が完了した場合において、当該小規模特定事業に使用された土砂等のたい積の構造が、小規模特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。</p> <p>(5) 小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置が図られていること。</p> <p>(6) 小規模特定事業が施工されている間において、小規模特定事業区域以外の地域への当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。</p>	<p>(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から 3 年を経過しない者(以下この条において「暴力団員等」という。)</p> <p>(9) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(10) 法人でその役員又は使用人のうちに第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>(11) 個人で使用人のうちに第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>(12) 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>(構造上の基準)  第 5 条 条例第 8 条第 1 項第 4 号の規則で定める構造上の基準は、別表第 2 に定めるとおりとする。</p>

条 例	施 行 規 則
<p>2 市長は、第6条の許可の申請が第7条第2項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第6条の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 前項第1号から第3号まで及び第5号の規定に適合するものであること。</p> <p>(2) 小規模特定事業場の構造が、当該小規模特定事業場の区域以外の地域への小規模特定事業場使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。</p> <p>3 第6条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定める行為に係るものである場合にあっては、第1項第4号及び第6号並びに前項第2号の規定は、適用しない。</p> <p>(許可の条件)</p> <p>第9条 市長は、市民の生活の安全を確保し、又は生活環境を保全するために必要があると認めるときは、第6条の許可に条件を付することができる。</p> <p>(変更の許可等)</p> <p>第10条 第6条の許可を受けた者は、第7条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第6条の2の規定を準用する。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 変更の内容及び理由</p> <p>(3) その他市長が必要と認める事項</p>	<p>2 条例第8条第2項第2号の規則で定める構造上の基準は、別表第3に定めるとおりとする。</p> <p>(構造上の基準に係る適用除外)</p> <p>第6条 条例第8条第3項の規則で定める行為は、別表第4に掲げる行為とする。</p> <p>(変更の許可の申請等)</p> <p>第7条 条例第10条第1項の規則で定める軽微な変更は、申請者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、小規模特定事業場使用される土砂等の量(土砂等のたい積の構造の変更を伴わないものに限る。)又は採取場所若しくは搬入計画又は現場管理責任者の変更とする。</p> <p>2 条例第10条第2項の申請書は、小規模特定事業場変更許可申請書(様式第5号)とする。</p> <p>3 条例第10条第2項の規則で定める書類は、第4条第2項各号及び第4項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類とする。</p>

条 例	施 行 規 則
<p>3 第1項の許可を受けようとする者は、第6条の許可に係る小規模特定事業の期間を変更する場合にあっては、当該許可に係る小規模特定事業の期間が満了する日から起算して1年を超えた日を当該変更後の小規模特定事業の期間が満了する日とすることができない。</p> <p>4 第6条の許可を受けた者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の許可について準用する。</p> <p>(土砂等の搬入の届出)</p> <p>第11条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものを添付して市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。</p> <p>(1) 当該土砂等が、国等が行う事業により採取された土砂等である場合であって、安全基準に適合していることについて事前に市長の承認を受けたものであるとき。</p>	<p>4 条例第10条第4項の規定による届出は、小規模特定事業変更届(様式第6号)を提出して行わなければならない。</p> <p>(土砂等の搬入の届出)</p> <p>第8条 条例第11条の規定による届出は、土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに土砂等搬入届(様式第7号)を提出して行わなければならない。</p> <p>2 条例第11条の当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の採取場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書(様式第8号)とする。</p> <p>3 条例第11条の当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る地質分析の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに検査試料採取調書(様式第9号)及び計量証明書(計量法(平成4年法律第51号)第110条の2第1項の規定による証明書をいう。以下同じ。)とする。</p> <p>4 前項の搬入しようとする土砂等に係る計量証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。</p>

条 例	施 行 規 則
<p>(2) 当該土砂等が、採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許認可等がなされた採取場から採取された土砂等である場合であって、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。</p> <p>(3) その他当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと市長が認めた場合 (土砂等管理台帳の作成等)</p> <p>第12条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業に使用された土砂等について、採取場所ごとに、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成しなければならない。</p> <p>(1) 当該許可に係る小規模特定事業区域に搬入された土砂等の採取場所からの運搬手段</p> <p>(2) 当該許可に係る小規模特定事業区域に搬入された土砂等の一日当たりの量</p> <p>(3) 当該許可(小規模一時たい積事業に係るものに限る。)に係る小規模特定事業区域から搬出された土砂等の一日当たりの量及び搬出先ごとの内訳</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、規則で定める事項</p>	<p>5 条例第11条第2号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書面とする。</p> <p>(土砂等管理台帳等)</p> <p>第9条 条例第12条第1項の土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳(様式第10号)(小規模特定事業が小規模一時たい積事業である場合にあつては、土砂等管理台帳(小規模一時たい積事業用)(様式第11号))によるものとする。</p> <p>2 条例第12条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 小規模特定事業の許可を受けた者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>(2) 小規模特定事業の許可の番号</p> <p>(3) 小規模特定事業場の位置及び小規模特定事業区域の面積</p> <p>(4) 現場管理責任者の氏名</p> <p>(5) 小規模特定事業に使用される土砂等の量 (小規模特定事業が小規模一時たい積事業にあつては、年間の当該小規模特定事業に使用される土砂等の搬入量及び搬出量)</p> <p>(6) 小規模特定事業の期間</p> <p>(7) 小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所及び当該採取場所の事業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>(8) 小規模特定事業に使用される土砂等の採取に係る工事等の内容及び当該工事等の責任者の氏名</p>

条 例	施 行 規 則
<p>2 第6条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、前項の規定による土砂等管理台帳の写しを添付して、当該許可に係る小規模特定事業に使用された土砂等の量等を市長に報告しなければならない。</p> <p>(水質検査等)</p> <p>第13条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る小規模特定事業区域から当該小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査を行わなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないときは、当該小規模特定事業区域の土壌についての地質検査を行うことによって、当該水質検査に代えることができる。</p>	<p>3 条例第12条第2項の規定による報告は、小規模特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から2週間以内(小規模特定事業を完了し、廃止し、又は休止したときは、条例第16条第1項又は条例第17条第2項の規定による届出の時)に、小規模特定事業状況報告書(様式第12号)を提出して行わなければならない。</p> <p>4 小規模特定事業が小規模一時的積事業である場合にあつては、条例第12条第2項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、小規模特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から2週間以内(小規模特定事業を完了し、廃止し、又は休止したときは、条例第16条第1項又は条例第17条第2項の規定による届出の時)に、小規模特定事業(小規模一時的積事業)状況報告書(様式第13号)を提出して行わなければならない。</p> <p>(水質検査)</p> <p>第10条 条例第13条第1項の規定による水質検査は、小規模特定事業を開始した日から6月ごとに試料を採取し、次の各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。</p> <p>(1) 別表第1に掲げる項目 土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号。以下「平成3年告示」という。)付表に定める方法により検液を作成し、当該項目ごとに環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年告示」という。)に定める測定方法により行うこと。</p> <p>(2) 水素イオン濃度及び浮遊物質量 昭和49年告示に定める測定方法により行うこと。</p> <p>2 小規模特定事業が小規模一時的積事業である場合にあつては、条例第13条第1項の規定による水質検査は、前項の規定にかかわらず、小規模特定事業を開始した日から3月ごとに試料を採取し、前項各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。</p>

条 例	施 行 規 則
<p>2 第 6 条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る小規模特定事業区域から当該小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査及び当該小規模特定事業区域の土壌についての地質検査を行わなければならない。ただし、当該水質検査を行うことができないと市長が認めたとき、又は当該地質検査を行う必要がないと市長が認めたときは、当該水質検査又は地質検査は、これを省略することができる。</p>	<p>3 条例第 13 条第 2 項の規定による水質検査は、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日に試料を採取し、第 1 項各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。</p> <p>(地質検査)</p> <p>第 11 条 条例第 13 条第 1 項ただし書の規定による地質検査は、小規模特定事業を開始した日から 6 月ごとに、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(1) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、小規模特定事業区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる 2 直線上の当該中央地点から 5 メートルから 10 メートルまでの 4 地点(当該地点がない場合にあつては、中央地点を交点に直角に交わる 2 直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の 4 地点)の土壌について行うこと。</p> <p>(2) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後混合し、1 試料とすること。</p> <p>(3) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、別表第 1 に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。</p> <p>2 小規模特定事業が小規模一時的積事業である場合にあつては、条例第 13 条第 1 項ただし書の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、小規模特定事業を開始した日から 3 月ごとに、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>3 条例第 13 条第 2 項の規定による地質検査は、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日に、第 1 項各号に掲げる方法により行わなければならない。</p>

条 例	施 行 規 則												
<p>3 第6条の許可を受けた者は、第1項又は前項の規定による検査を行ったときは、規則に定めるところにより、当該検査の結果を市長に報告しなければならない。</p>	<p>(水質検査等の報告)</p> <p>第12条 条例第13条第3項の規定による報告は、次の表の左欄に掲げる検査の区分に応じ、同表の中欄に掲げる時期に、それぞれ小規模特定事業水質検査等報告書(様式第14号)に同表の右欄に掲げる書類を添付して行わなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="815 640 1431 1832"> <thead> <tr> <th data-bbox="815 640 963 719">検 査</th> <th data-bbox="967 640 1171 719">提 出 時 期</th> <th data-bbox="1174 640 1431 719">添 付 書 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="815 723 963 1256"> <p>1 第10条第1項の水質検査</p> </td> <td data-bbox="967 723 1171 1256"> <p>小規模特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から2週間以内</p> </td> <td data-bbox="1174 723 1431 1256"> <p>当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第10条第1項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 1261 963 1794"> <p>2 第10条第2項の水質検査</p> </td> <td data-bbox="967 1261 1171 1794"> <p>小規模特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から2週間以内</p> </td> <td data-bbox="1174 1261 1431 1794"> <p>当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第10条第2項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 1798 963 1832"></td> <td data-bbox="967 1798 1171 1832"></td> <td data-bbox="1174 1798 1431 1832"></td> </tr> </tbody> </table>	検 査	提 出 時 期	添 付 書 類	<p>1 第10条第1項の水質検査</p>	<p>小規模特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から2週間以内</p>	<p>当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第10条第1項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書</p>	<p>2 第10条第2項の水質検査</p>	<p>小規模特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から2週間以内</p>	<p>当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第10条第2項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書</p>			
検 査	提 出 時 期	添 付 書 類											
<p>1 第10条第1項の水質検査</p>	<p>小規模特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から2週間以内</p>	<p>当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第10条第1項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書</p>											
<p>2 第10条第2項の水質検査</p>	<p>小規模特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から2週間以内</p>	<p>当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第10条第2項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書</p>											

条 例	施 行 規 則		
	3 第10条第 3項の水 質検査	市長が別に指 定する日	当該検査に使用し た土砂等を採取し た地点の位置図及 び現場写真並びに 第11条第1項の規 定により採取した 試料の検査試料採 取調書及び計量証 明書
	4 第11条第 1項の地 質検査	小規模特定事 業を開始した 日から6月ご とに当該6月 を経過した日 から2週間以 内	当該検査に使用し た土砂等を採取し た地点の位置図及 び現場写真並びに 第11条第1項の規 定により採取した 試料の検査試料採 取調書及び計量証 明書
	5 第11条第 2項の地 質検査	小規模特定事 業を開始した 日から3月ご とに当該3月 を経過した日 から2週間以 内	当該検査に使用し た土砂等を採取し た地点の位置図及 び現場写真並びに 第11条第2項の規 定により採取した 試料の検査試料採 取調書及び計量証 明書

条 例	施 行 規 則				
<p>4 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、その旨を市長に報告しなければならない。 (周辺住民等への周知)</p> <p>第13条の2 第6条の許可を受けた者は、当該許可の内容を当該小規模特定事業場の周辺住民その他の利害関係を有する者に周知させるように努めなければならない。 (関係書類の縦覧)</p> <p>第14条 第6条の許可を受けた者は、市長が指定する場所において、当該小規模特定事業が施工されている間、当該小規模特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写し及び第12条第1項の規定による土砂管理台帳を周辺住民その他の利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。</p> <p>(標識の掲示等)</p> <p>第15条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、その氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="807 353 963 853">6 第11条第3項の地質検査</td> <td data-bbox="967 353 1171 853">市長が別に指定する日</td> <td data-bbox="1174 353 1434 853">当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第11条第3項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書</td> </tr> </table>	6 第11条第3項の地質検査	市長が別に指定する日	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第11条第3項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書	<p>(標識)</p> <p>第13条 条例第15条第1項の規定による標識の掲示は、小規模特定事業が施工されている間、土砂等の埋立て等に関する標識(様式第15号)により行わなければならない。</p> <p>2 条例第15条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 許可年月日及びその番号</li> <li>(2) 小規模特定事業の目的</li> <li>(3) 小規模特定事業場の所在地</li> </ol>
6 第11条第3項の地質検査	市長が別に指定する日	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第11条第3項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書			

条 例	施 行 規 則
<p>2 第 6 条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業区域と小規模特定事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。</p> <p>(土砂等の搬入車両への表示)</p> <p>第 15 条の 2 第 6 条の許可を受けた者は、車両を使用し、当該許可に係る小規模特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該小規模特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨その他の規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示しなければならない。</p> <p>(小規模特定事業の完了等)</p> <p>第 16 条 第 6 条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>(4) 小規模特定事業を行う者の氏名、住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)及び電話番号</p> <p>(5) 現場管理責任者の氏名</p> <p>(6) 小規模特定事業の期間</p> <p>(7) 小規模特定事業区域の面積</p> <p>(8) 小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量(小規模一時たい積事業にあつては、土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量)</p> <p>(9) 小規模特定事業場の見取図</p> <p>(車両への表示)</p> <p>第 13 条の 2 条例第 15 条の 2 の規則による車両への表示は、識別しやすい色の文字で表示するものとし、次項第 1 号に掲げる事項については日本産業規格 Z8305 に規定する 100 ポイント以上の大きさの文字、同項第 2 号、第 3 号及び第 5 号に掲げる事項については日本産業規格 Z8305 に規定する 60 ポイント以上の大きさの文字及び数字、同項第 4 号に掲げる事項については日本産業規格 Z8305 に規定する 30 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて表示しなければならない。</p> <p>2 条例第 15 条の 2 の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 小規模特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨</p> <p>(2) 小規模特定事業区域の所在地</p> <p>(3) 小規模特定事業の許可を受けた者の氏名(法人にあつては、名称)</p> <p>(4) 小規模特定事業の許可の番号</p> <p>(5) 小規模特定事業区域に土砂等を搬入する者の氏名(法人にあつては、名称)</p> <p>(小規模特定事業の完了の届出)</p> <p>第 14 条 条例第 16 条第 1 項の規定による届出は、小規模特定事業を完了した日から 15 日以内に、小規模特定事業完了届(様式第 16 号)を提出して行わなければならない。</p>

条 例	施 行 規 則
<p>2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る小規模特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該届出に係る小規模特定事業区域が第6条の許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。</p> <p>3 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第1項の規定による届出に係る小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(小規模特定事業の廃止等)</p> <p>第17条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業を廃止し、又は休止しようとするときは、当該小規模特定事業の廃止又は休止後の当該小規模特定事業による土壌の汚染及び当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業を廃止したとき、又は2月以上休止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>3 前項の規定による廃止の届出があったときは、第6条の許可は、その効力を失う。</p> <p>4 市長は、第2項の規定による廃止の届出があったときは、速やかに、当該届出に係る小規模特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。</p>	<p>(小規模特定事業の廃止等の届出)</p> <p>第15条 条例第17条第2項の規定による届出は、小規模特定事業を廃止した場合にあっては、当該小規模特定事業を廃止した日から30日以内に、小規模特定事業を2月以上休止しようとする場合にあってはあらかじめ、小規模特定事業廃止(休止)届(様式第17号)を提出して行わなければならない。</p>

条 例	施 行 規 則
<p>5 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第2項の規定による廃止の届出に係る小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(譲受け)</p> <p>第18条 第6条の許可を受けた者から当該許可に係る小規模特定事業を譲り受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第6条の2の規定を準用する。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 譲受けの相手方の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(3) 譲り受けようとする小規模特定事業の許可年月日及びその番号</p> <p>(4) その他市長が必要と認める事項</p>	<p>(譲受けの許可の申請)</p> <p>第15条の2 条例第18条第2項に規定する申請書は、小規模特定事業譲受け許可申請書(様式第18号)とする。</p> <p>2 条例第18条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 申請者の住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書)</p> <p>(2) 小規模特定事業場の位置図及び付近の見取図</p> <p>(3) 小規模特定事業区域内土地使用同意書(様式第1号の2)(小規模特定事業が小規模一時的積事業にあっては、小規模特定事業(小規模一時的積事業)区域内土地使用同意書(様式第1号の3))</p> <p>(4) 申請者が条例第8条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面(様式第2号の2)</p> <p>(5) 申請者が条例第8条第1項第1号カに規定する未成年者又は第4条の3第9号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面(様式第2号の3)</p> <p>(6) 申請者が法人である場合には、条例第8条第1項第1号キに規定する役員又は第4条の3第10号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面(様式第2号の3)</p> <p>(7) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面(様式第2号の3)</p>

条 例	施 行 規 則
<p>3 第 8 条第 1 項(第 1 号及び第 2 号に係る部分に限る。)及び第 9 条の規定は、第 1 項の許可について準用する。</p> <p>4 第 1 項の許可を受けて小規模特定事業を譲り受けた者は、当該小規模特定事業に係る第 6 条の許可を受けた者の地位を承継する。</p> <p>(相続)</p> <p>第 18 条の 2 第 6 条の許可を受けた者について相続があったときは、相続人(相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)は、当該許可を受けた者の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により第 6 条の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その事実を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第 19 条 市長は、第 6 条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めて当該許可に係る小規模特定事業の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 不正の手段により第 6 条又は第 10 条第 1 項の許可を受けたとき。</p> <p>(2) 第 6 条の許可に係る土砂等の埋立て等を引き続き 1 年以上行っていないとき。</p> <p>(3) 第 8 条第 1 項第 1 号アからケまでに掲げる者のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 第 9 条(第 10 条第 5 項及び第 18 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付した条件に違反したとき。</p>	<p>(8) 申請者に第 4 条の 2 又は第 4 条の 3 第 7 号に規定する使用人がある場合には、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面(様式第 2 号の 3)</p> <p>(9) その他市長が必要と認める書面</p> <p>(相続の届出)</p> <p>第 16 条 条例第 18 条の 2 第 2 項の規定による届出は、小規模特定事業相続届(様式第 19 号)を提出して行わなければならない。</p>

条 例	施 行 規 則
<p>(5) 第 10 条第 1 項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。</p> <p>(6) 第 11 条から第 15 条の 2 までの規定に違反したとき。</p> <p>(7) 前条第 1 項の規定により第 6 条の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第 8 条第 1 項第 1 号アからケまでに掲げる者のいずれかに該当するとき。</p> <p>(8) 次条第 1 項から第 4 項までの規定による命令に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により第 6 条の許可の取消しを受けた者(当該取消しに係る小規模特定事業について次条第 3 項又は第 4 項の規定による命令を受けた者を除く。)は、当該取消しに係る小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(措置命令)</p> <p>第 20 条 市長は、小規模特定事業等において、安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該小規模特定事業等が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該小規模特定事業等を行い、又は行った者に対し、期限を定めて、当該小規模特定事業等に使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該小規模特定事業等による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>2 市長は、小規模特定事業において、安全基準に適合しない土砂等が小規模特定事業区域に搬入され、又は使用されていることを確認したときは、次に掲げる者に対しても、期限を定めて、当該小規模特定事業に係る小規模特定事業区域に搬入され、又は当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該小規模特定</p>	

条 例	施 行 規 則
<p>事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 当該土砂等を当該小規模特定事業区域に搬入した者(前項に規定する者を除く。)</p> <p>(2) 前項に規定する者に対して、当該小規模特定事業をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該小規模特定事業をすることを助けた者</p> <p>3 市長は、小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該小規模特定事業を行う第6条の許可を受けた者(第10条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。)に対し、当該小規模特定事業を一時停止し、又は当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 市長は、第6条又は第10条第1項の規定に違反して小規模特定事業を行った者に対し、期限を定めて、当該小規模特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>5 市長は、第16条第3項、第17条第5項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、その小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(公表)</p> <p>第20条の2 市長は、前条の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨及びその命令の内容を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該命令を受けた者に対し、公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p>	

条 例	施 行 規 則
<p>(関係書類の保存)</p> <p>第 21 条 第 6 条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業について第 16 条第 1 項の規定による完了の届出若しくは第 17 条第 2 項の規定による廃止の届出をした日又は第 19 条第 1 項の規定による許可の取消しを受けた日から 5 年間、当該小規模特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写しを保存しなければならない。</p> <p>(現場管理責任者の義務等)</p> <p>第 21 条の 2 現場管理責任者は、小規模特定事業の施工に伴う土壌の汚染及び災害の発生防止に関し、規則で定める職務を誠実に行わなければならない。</p> <p>2 小規模特定事業の施工に従事する者は、現場管理責任者がその職務を行うために必要であると認めてする指示に従わなければならない。</p> <p>(小規模特定事業に係る土地所有者の義務)</p> <p>第 21 条の 3 第 6 条の 2(第 10 条第 1 項及び第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模特定事業に伴い苦情、紛争等が生じたときは、誠意をもってその解決に努めなければならない。</p>	<p>(現場管理責任者の職務)</p> <p>第 16 条の 2 条例第 21 条の 2 第 1 項の規則で定める現場管理責任者の職務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 小規模特定事業場において、小規模特定事業に使用される土砂等の量及び当該土砂等が条例第 11 条の規定による届出に係るものであることを確認し、そのことについて記録すること。</p> <p>(2) 小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために講じられた措置を保持すること。</p> <p>(3) 小規模特定事業場以外の地域へ小規模特定事業に使用された土砂等が崩落、飛散又は流出しないように小規模特定事業の施工を管理すること。</p> <p>(4) 小規模特定事業に伴う土壌の汚染又は災害が発生した場合に、その原因を調査し、及びその対策を講じること。</p>

条 例	施 行 規 則
<p>2 第 6 条の 2 の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模特定事業による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、当該小規模特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該小規模特定事業の施工の状況を把握しなければならない。</p> <p>3 第 6 条の 2 の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模特定事業により土壌が汚染され、若しくは災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該小規模特定事業を行う者に対し、当該小規模特定事業の中止、原状回復その他の必要な措置を求めるとともに、その旨を市長に通報しなければならない。</p> <p>(小規模特定事業に係る土地所有者に対する措置命令等)</p> <p>第 21 条の 4 市長は、小規模特定事業等において、安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、当該小規模特定事業等に係る第 6 条の 2 の同意をした土地の所有者に対し、当該小規模特定事業等に使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該小規模特定事業等による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>2 市長は、小規模特定事業等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該小規模特定事業等に係る第 6 条の 2 の同意をした土地の所有者に対し、当該小規模特定事業等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>3 第 20 条の 2 の規定は、前 2 項の規定による命令を受けた者について準用する。</p>	<p>(土地所有者による小規模特定事業の施工状況の把握)</p> <p>第 16 条の 3 条例第 21 条の 3 第 2 項の規定による小規模特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る小規模特定事業場において、毎月 1 回以上、当該小規模特定事業場において土壌の汚染又は災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうか自ら確認することにより行われなければならない。ただし、当該小規模特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。</p>

条 例	施 行 規 則
<p>(立入検査等)</p> <p>第 22 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(手数料)</p> <p>第 23 条 第 6 条又は第 10 条第 1 項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 第 6 条の許可の申請 1 件につき 52,000 円</p> <p>(2) 第 10 条第 1 項の変更の許可の申請 1 件につき 33,000 円</p> <p>(3) 第 18 条第 1 項の譲受けの許可の申請 1 件につき 33,000 円</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第 24 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(罰則)</p> <p>第 25 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項から第 5 項までの規定による命令に違反した者</p> <p>(2) 第 6 条、第 10 条第 1 項又は第 18 条第 1 項の規定に違反して小規模特定事業を行った者</p>	<p>(身分を示す証明書)</p> <p>第 17 条 条例第 22 条第 2 項に規定する証明書は、身分証明書(様式第 20 号)とする。</p> <p>(書類等の提出)</p> <p>第 18 条 条例及びこの規則の規定により市長に提出すべき書類の部数は、2 部とする。</p>

条 例	施 行 規 則
<p>第 26 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第 11 条の規定に違反して、届出をしないで土砂等の搬入をし、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(2) 第 12 条第 1 項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又は同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者</p> <p>(3) 第 12 条第 2 項又は第 13 条第 3 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>(4) 第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定による検査を行わなかった者</p> <p>(5) 第 22 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者</p> <p>(6) 第 22 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>第 27 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第 10 条第 4 項、第 16 条第 1 項、第 17 条第 2 項又は第 18 条の 2 第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(2) 第 21 条の規定に違反した者</p> <p>(両罰規定)</p> <p>第 28 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に小規模特定事業を行っている者は、この条例の施行の日から 3 月間は、第 6 条の許可を受けなくて当該小規模特定事業を行うことができる。その者が当該期間内に同条の許可を申請した場合において、当該申請に対し許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 13 年 3 月 21 日規則第 8 号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成 14 年 10 月 31 日規則第 43 号)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 改正後の様式第 9 号及び様式第 13 号中ふっ素及びほう素に係る部分については、この規則の施行日以後に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等(土砂及びこれに混入し、又は吸着したものをいう。</p>

条 例	施 行 規 則
<p>附 則(平成 18 年 3 月 31 日条例第 13 号) (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 改正後の小山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(以下「新条例」という。)の規定中新小規模特定事業(新条例第 2 条第 2 号に規定する事業をいう。以下同じ。)の許可等に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第 7 条の規定により申請がなされた新小規模特定事業について適用し、施行日前に改正前の小山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(以下「旧条例」という。)第 7 条の規定により申請がなされた小規模特定事業(旧条例第 2 条第 2 号に規定する事業をいう。)については、なお、従前の例による。</p> <p>3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則(平成 22 年 3 月 19 日条例第 3 号) この条例は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律(平成 21 年法律第 23 号)の施行の日(平成 22 年 4 月 1 日)から施行する。</p> <p>附 則(平成 24 年 3 月 26 日条例第 8 号) この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>以下この項において同じ。)又は水について適用し、この規則の施行日前に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等又は水については、なお従前の例による。</p> <p>附 則(平成 15 年 7 月 31 日規則第 25 号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成 18 年 6 月 30 日規則第 37 号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 改正後の小山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定中小規模特定事業の許可等に関する部分は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に条例第 7 条の規定により申請がなされた小規模特定事業について適用し、施行日前に改正前の小山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 7 条の規定により申請がなされた小規模特定事業については、なお、従前の例による。</p> <p>附 則(平成 19 年 12 月 28 日規則第 39 号)抄 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成 21 年 2 月 2 日規則第 3 号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 14 号) この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 11 号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行前にされた小山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成 11 年条例第 20 号)第 6 条(条例第 7 条第 1 項に係るものに限る。次項において同じ。)、第 10 条第 1 項又は第 17 条第 1 項の許可の申請であって、この規則の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可</p>

条 例	施 行 規 則
	<p>の基準については、なお従前の例による。</p> <p>3 この規則の施行の際現に条例第 6 条の許可を受けている小規模特定事業(条例第 2 条第 2 号に規定する小規模特定事業をいう。)に係る施工者の欠格条項に関しては、この規則の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。</p> <p>附 則(平成 30 年 2 月 14 日規則第 3 号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 改正後の小山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則別表第 1 の規定は、施行の日以後に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等(条例第 2 条第 1 号に規定する土砂等をいう。以下同じ。)又は水について適用し、同日前に採取された土砂等又は水については、なお従前の例による。</p> <p>附 則(令和元年 9 月 30 日規則第 14 号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 改正後の別表第 1 の規定は、公布の日以後に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等(小山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成 11 年条例第 20 号)第 2 条第 1 号に規定する土砂等をいう。以下同じ。)又は水について適用し、同日前に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等又は水については、なお従前の例による。</p>

条 例	施 行 規 則
	<p>附 則(令和2年2月20日規則第7号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(令和3年3月12日規則第8号)</p> <p>1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等（小山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成11年条例第20号）第2条第1号に規定する土砂等をいう。以下同じ。）又は水について適用し、同日前に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等又は水については、なお従前の例による。</p>

別表第1 (第1条の2関係)

## 安全基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格K0102(以下「規格」という。)の55・2、55・3又は55・4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38・1・1及び38の備考11に定める方法を除く。)又は水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年告示」という。)付表1に掲げる方法
有機磷	検液中に検出されないこと。	昭和49年告示付表1に掲げる方法又は規格31・1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和49年告示付表2に掲げる方法)
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格65・2(規格65・2・7を除く。)に定める方法(ただし、規格65・2・6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては日本産業規格K0170—7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年告示付表3及び昭和49年告示付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年告示付表4に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)付表に掲げる方法
1・2—ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1又は5・3・2に定める方法
1・1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
1・2—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法

1・1・1—トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は 5・5 に定める方法
1・1・2—トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は 5・5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は 5・5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は 5・5 に定める方法
1・3—ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2 又は 5・3・1 に定める方法
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	昭和 46 年告示付表 5 に掲げる方法
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下	昭和 46 年告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	昭和 46 年告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2 又は 5・3・2 に定める方法
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 67・2、67・3 又は 67・4 に定める方法
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8 ミリグラム以下	規格 34・1(規格 34 の備考 1 を除く。)若しくは 34・4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約 200 ミリリットルに硫酸 10 ミリリットル、りん酸 60 ミリリットル及び塩化ナトリウム 10 グラムを溶かした水溶液とグリセリン 250 ミリリットルを混合し、水を加えて 1,000 ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格 K0170—6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格 34・1・1c) (注 [2 ] 第 3 文及び規格 34 の備考 1 を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和 46 年告示付表 7 に掲げる方法
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	規格 47・1、47・3 又は 47・4 に定める方法
1・4—ジオキサソ	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	昭和 46 年告示付表 8 に掲げる方法

#### 備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成 3 年告示付表に掲げる方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 基準値の欄中「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
- 4 1・2—ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2 又は 5・3・2 により測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2 又は 5・3・1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表第 2 (第 5 条関係)

構造基準

- 1 特定事業区域の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないようにくい打ち、土の置き換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地において特定事業を施工する場合にあっては、特定事業を施工する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面がすべり面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 3 土砂等の埋立て等の高さ及びのり面(擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。)のこう配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ同表の土砂等の埋立て等の高さの欄及びのり面のこう配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分	土砂等の埋立て等の高さ		のり面のこう配
建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成 3 年建設省令第 19 号)別表第 1 に規定する第 1 種建設発生土、第 2 種建設発生土及び第 3 種建設発生土並びにこれらに準ずるもの	安定計算を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保されるこう配
	その他	10 メートル以下	垂直 1 メートルに対する水平距離が 1.8 メートル(埋立て等の高さが 5 メートル以下の場合にあっては、1.5 メートル)以上のこう配
その他	安定計算を行い、安全が確保される高さ		安定計算を行い、安全が確保されるこう配

- 4 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和 4 年政令第 393 号)第 1 条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令(昭和 37 年政令第 16 号)第 6 条から第 10 条までの規定に適合すること。
- 5 土砂等の埋立て等の高さが 5 メートル以上である場合にあっては、土砂等の埋立て等の高さが 5 メートルごとに幅が 1 メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
- 6 小規模特定事業の完了後の地盤にゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。
- 7 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
- 8 小規模特定事業区域(のり面を除く。)は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

別表第3（第5条関係）

一時たい積事業構造基準

- 1 小規模特定事業場の隣接地と小規模特定事業区域との間に、5メートル以上の幅の保安地帯が設置されていること。
- 2 土砂等のたい積の高さ(のり面の最下部と最上部の高低差をいう。)が5メートル以下であること。
- 3 土砂等のたい積ののり面のこう配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配であること。

## 別表第4（第6条関係）

### 構造上の基準に係る適用除外

- 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第7項の規定による許可を要する行為
- 2 土地改良法に基づく土地改良事業
- 3 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項及び第34条第2項(第44条において準用する場合を含む。)の規定による許可を要する行為
- 4 道路法(昭和27年法律第180号)第24条の規定による承認並びに同法第32条第1項及び第91条第1項の規定による許可を要する行為
- 5 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による許可を要する行為
- 6 都市公園法(昭和31年法律第79号)第6条第1項の規定による許可を要する行為
- 7 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第3項及び第21条第3項の規定による許可を要する行為
- 8 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第18条第1項の規定による許可を要する行為
- 9 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の規定による許可を要する行為
- 10 河川法(昭和39年法律第167号)第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項、第58条の4第1項及び第58条の6第1項の規定による許可を要する行為
- 11 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定による許可及び同法第59条第4項の規定による認可を要する行為
- 12 都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による許可を要する行為
- 13 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の規定による許可を要する行為
- 14 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第25条第4項の規定による許可を要する行為
- 15 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第14条第1項の規定による許可を要する行為
- 16 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第8条第1項の規定による許可を要する行為
- 17 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第37条第4項の規定による許可を要する行為
- 18 栃木県立自然公園条例(昭和33年栃木県条例第11号)第19条第3項の規定による許可を要する行為
- 19 自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)第15条第4項の規定による許可を要する行為
- 20 栃木県砂防指定地の管理等に関する条例(平成15年栃木県条例第5号)第4条第1項及び第5条の規定による許可を要する行為

## 公共的団体認定申請書

年 月 日

小 山 市 長 様

(主たる事務所の所在地)

申請者(名称及び代表者の氏名)

(電話番号)

小山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、公共的団体の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請者の資本金、基本金その他これらに準ずるものの出資総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額

(1) 出資総額 千円( 年 月 日現在)

(2) 地方公共団体別出資金額

地方公共団体名	出 資 金 額
	千円
	千円
	千円
合 計	千円

2 土砂等の埋立て等に係る事業の実績

3 添付書類

(1) 定款又は寄附行為

(2) 登記事項証明書

(3) 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

(表)

小規模特定事業区域内土地使用同意書

小規模特定事業許可申請者( )の施工に係る土砂等の埋立て等の事業については、異議がないので、次の土地の使用について同意します。

所在地及び地番	地目	地積(公簿) (m <sup>2</sup> )	摘要

また、同意の前提として、次の事項について、小規模特定事業許可申請者から、  
年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

1 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
2 小規模特定事業区域及び小規模特定事業に供する施設(小規模特定事業場)の位置及び面積
3 小規模特定事業の施工を管理する者(現場管理責任者)の氏名
4 小規模特定事業に使用される土砂等の量
5 小規模特定事業の期間
6 小規模特定事業が完了した場合の小規模特定事業区域の構造
7 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画
8 小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置
9 小規模特定事業が施工されている間において、小規模特定事業区域以外の地域への当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
10 土地所有者の義務に関する事項(裏面記載のとおり)

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地所有者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

注 同意者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

印

(裏)

小山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(抜粋)

(小規模特定事業に係る土地所有者の義務)

第 21 条の 3 第 6 条の 2(第 10 条第 1 項及び第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模特定事業に伴い苦情、紛争等が生じたときは、誠意をもってその解決に努めなければならない。

2 第 6 条の 2 の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模特定事業による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、当該小規模特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該小規模特定事業の施工の状況を把握しなければならない。

3 第 6 条の 2 の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模特定事業により土壌が汚染され、若しくは災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該小規模特定事業を行う者に対し、当該小規模特定事業の中止、原状回復その他の必要な措置を求めるとともに、その旨を市長に通報しなければならない。

小山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(抜粋)

(土地所有者による小規模特定事業の施工状況の把握)

第 16 条の 3 条例第 21 条の 3 第 2 項の規定による小規模特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る小規模特定事業場において、毎月 1 回以上、当該小規模特定事業場において土壌の汚染又は災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうか自ら確認することにより行われなければならない。ただし、当該小規模特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。

(表)

小規模特定事業(小規模一時たい積事業)区域内土地使用同意書

小規模特定事業許可申請者( )の施工に係る土砂等の一時たい積の事業については、異議がないので、次の土地の使用について同意します。

所在地及び地番	地目	地積(公簿) (m <sup>2</sup> )	摘要

また、同意の前提として、次の事項について、小規模特定事業(小規模一時たい積事業)許可申請者から、  
年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

1 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
2 小規模特定事業区域及び小規模特定事業に供する施設(小規模特定事業場)の位置及び面積
3 小規模特定事業の施工を管理する者(現場管理責任者)の氏名
4 小規模特定事業の期間
5 小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置
6 年間の小規模特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量
7 小規模特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造
8 土地所有者の義務に関する事項(裏面記載のとおり)

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地所有者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

印

注 同意者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

(裏)

小山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(抜粋)

(小規模特定事業に係る土地所有者の義務)

第 21 条の 3 第 6 条の 2(第 10 条第 1 項及び第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模特定事業に伴い苦情、紛争等が生じたときは、誠意をもってその解決に努めなければならない。

2 第 6 条の 2 の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模特定事業による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、当該小規模特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該小規模特定事業の施工の状況を把握しなければならない。

3 第 6 条の 2 の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模特定事業により土壌が汚染され、若しくは災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該小規模特定事業を行う者に対し、当該小規模特定事業の中止、原状回復その他の必要な措置を求めるとともに、その旨を市長に通報しなければならない。

小山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(抜粋)

(土地所有者による小規模特定事業の施工状況の把握)

第 16 条の 3 条例第 21 条の 3 第 2 項の規定による小規模特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る小規模特定事業場において、毎月 1 回以上、当該小規模特定事業場において土壌の汚染又は災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうか自ら確認することにより行われなければならない。ただし、当該小規模特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。



(表)

小規模特定事業許可申請書

年 月 日

小山市長様

(主たる事務所の所在地)

申請者(名称及び代表者の氏名)

(電話番号)

小山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 7 条第 1 項の規定により、小規模特定事業の許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

小規模特定事業場の位置及び面積	地番	小規模特定事業場の面積 (実測) $m^2$ うち小規模特定事業区域の面積 (実測) $m^2$
現場管理責任者の氏名		
小規模特定事業に使用される土砂等の量	土砂等の量	$m^3$
小規模特定事業の期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
小規模特定事業が完了した場合の小規模特定事業区域の構造・・・別添図面のとおり		
小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画・・・別紙のとおり		
小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置・・・別添図面のとおり		
小規模特定事業が施工されている間において、小規模特定事業区域以外の地域への当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置・・・別添図面のとおり		

(裏)

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"><li>1 申請者の住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書)</li><li>2 小規模特定事業場の位置を示す縮尺 5 万分の 1 の図面並びに小規模特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図</li><li>3 小規模特定事業場の平面図及び断面図(小規模特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。)</li><li>4 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し</li><li>5 小規模特定事業区域内土地使用同意書</li><li>6 申請者が条例第 8 条第 1 項第 1 号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面</li><li>7 申請者が条例第 8 条第 1 項第 1 号カに規定する未成年者又は規則第 4 条の 3 第 9 号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所(法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所)を記載した書面</li><li>8 申請者が法人である場合には、条例第 8 条第 1 項第 1 号キに該当する役員又は規則第 4 条の 3 第 10 号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面</li><li>9 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面</li><li>10 申請者に規則第 4 条の 2 で規定する使用人又は規則第 4 条の 3 第 7 号に規定する使用人がある場合には、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面</li><li>11 小規模特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書</li><li>12 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面</li><li>13 安定計算を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した書面</li><li>14 擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図及び背面図並びに鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書</li><li>15 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面</li><li>16 その他</li></ol>

様式第 2 号の 2(第 4 条関係)

(表)

誓 約 書

申請者が小山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 8 条第 1 項第 1 号アからケに該当しない者であることを誓約する書面

小山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(以下「条例」という。)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する欠格要件

- ア 条例の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
- イ 条例第 19 条第 1 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る小山市行政手続条例(平成 9 年条例第 1 号)第 15 条の規定による通知があった日  
前 60 日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)以下この号において同じ。)であった者で当該取消しの日から 3 年を経過しない者を含む。)。ただし、申請者が条例第 19 条第 1 項第 2 号又は第 7 号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。
- ウ 条例第 19 条第 1 項の規定により小規模特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- エ 条例第 20 条の規定による必要な措置を完了していない者
- オ 小規模特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められるに足りる相当の理由がある者
- カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がアからオまでのいずれかに該当する者
- キ 法人でその役員又は規則で定める使用人(注 1)のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ク 個人で規則で定める使用人(注 1)のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ケ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでに掲げる者のうち規則で定めるもの(注 2)

(注 1) 小山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(以下「規則」という。)第 4 条の 2 条例第 8 条第 1 項第 1 号キ及びク(条例第 10 条第 5 項及び第 18 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- (1) 本店又は支店(商人以外の者)にあつては、主たる事務所又は従たる事務所
- (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂等の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(注 2) 規則第 4 条の 3 条例第 8 条第 1 項第 1 号ケの規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 精神の機能の障害により法第 2 条第 1 項に規定する廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者

(裏)

- (4) 法、浄化槽法(昭和58年法律第43号)、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (5) 法第7条の4第1項(同項第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは法第14条の3の2第1項(同項第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(法第7条の4第1項第3号又は法第14条の3の2第1項第3号(法第14条の6において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。)であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。)
- (6) 法第7条の4若しくは法第14条の3の2(法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第7条の2第3項(法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から3年を経過しないもの
- (7) 前号に規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、前号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは使用人(申請者の使用人で、本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)の代表者その他これに準ずる者で市長が別に定める使用人。以下同じ。)であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の使用人であった者で、当該届出の日から3年を経過しないもの
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から3年を経過しない者(以下この条において「暴力団員等」という。)
- (9) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの
- (10) 法人でその役員又は使用人のうちに第1号から第8号までのいずれかに該当する者のあるもの
- (11) 個人で使用人のうちに第1号から第8号までのいずれかに該当する者のあるもの
- (12) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

申請者は、上記条例第8条第1項第1号アからケに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

住 所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

様式第 2 号の 3(第 4 条関係)

(表)

申請者			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生 年 月 日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふ り が な) 名 称		住	所
法定代理人(申請者が小山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(以下「条例」という。) 第 8 条第 1 項第 1 号カに規定する未成年者又は小山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する 条例施行規則(以下「規則」という。) 第 4 条の 3 第 9 号に規定する未成年者である場合)			
(法定代理人が個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生 年 月 日	本 住	籍 所
(法定代理人が法人である場合)			
(ふ り が な) 名 称		住	所
当該法人の代表者及び役員			
(ふりがな) 氏名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 住	籍 所
条例第 8 条第 1 項第 1 号キに規定する役員又は規則第 4 条の 3 第 10 号に規定する役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 住	籍 所
			区分

(裏)

発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者  
(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数	株		出資の額	本籍
	生年月日	保有する株式の数又は出資の額		
(ふりがな) 氏名又は名称		割合	住	所

規則第 4 条の 2 に規定する使用人又は規則第 4 条の 3 第 7 号に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

備考

- ・ 該当する者すべて記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

様式第3号(第4条関係)

小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置

項 目	管 理 計 画
1 粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止措置	
2 騒音及び振動の防止措置	
3 交通安全等措置	
4 その他	

備考

- 1 粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止措置の欄については、土砂等の埋立て等によって生ずる粉じんの周辺への飛散を防止する措置、小規模特定事業場における雨水等の排水に関する措置等を記載すること。
- 2 騒音及び振動の防止措置の欄については、土砂等の埋立て等によって生ずる騒音及び振動に対する措置、搬入車両等の騒音及び振動に対する措置を記載すること。
- 3 交通安全等措置の欄については、搬入車両の通行時における交通の安全を図る措置、搬入路の損壊を防止する措置等を記載すること。

(表)

小規模特定事業(小規模一時たい積事業)許可申請書

年 月 日

小 山 市 長 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

申請者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

小山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 7 条第 2 項の規定により、小規模特定事業の許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

小規模特定事業場の位置及び面積	地番	小規模特定事業場の面積 (実測) $m^2$ うち小規模特定事業区域の面積 (実測) $m^2$			
現場管理責任者の氏名					
年間の小規模特定事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量	年間の搬入予定量	$m^3$	1 日平均	$m^3$	
	年間の搬出予定量	$m^3$	1 日平均	$m^3$	
小規模特定事業の期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
小規模特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造・・・別添図面のとおり					
小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置・・・別添図面のとおり					

(裏)

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"><li>1 申請者の住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書)</li><li>2 小規模特定事業場の位置を示す縮尺 5 万分の 1 の図面並びに小規模特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図</li><li>3 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し</li><li>4 申請者が条例第 8 条第 1 項第 1 号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面</li><li>5 申請者が条例第 8 条第 1 項第 1 号カに規定する未成年者又は規則第 4 条の 3 第 9 号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所(法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所)を記載した書面</li><li>6 申請者が法人である場合には、条例第 8 条第 1 項第 1 号キに該当する役員又は規則第 4 条の 3 第 10 号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面</li><li>7 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面</li><li>8 申請者に規則第 4 条の 2 で規定する使用人又は規則第 4 条の 3 第 7 号に規定する使用人がある場合には、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面</li><li>9 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面</li><li>10 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあつては当該行為に該当することを証する書面</li><li>11 小規模特定事業(小規模一時たい積事業)区域内土地使用同意書</li><li>12 小規模特定事業場の平面図及び断面図(土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。)</li><li>13 その他</li></ol>

(表)

小規模特定事業変更許可申請書

年 月 日

小 山 市 長 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

申請者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け小山市指令環第 号で許可を受けた事項について変更したいので、  
小山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 10 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

	変 更 後	変 更 前
変更した事項 の内容		
変更の理由		

(裏)

添 付 書 類	<p>次に掲げる書類のうち添付してある書類について、○印を付すること。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 申請者の住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書)</li><li>2 小規模特定事業場の位置を示す縮尺 5 万分の 1 の図面並びに小規模特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図</li><li>3 小規模特定事業場の平面図及び断面図(小規模特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限り、小規模一時たい積事業にあつては、土砂等のたい積が最大となった場合の構造が確認できるものに限る。)</li><li>4 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し</li><li>5 小規模特定事業区域内土地使用同意書(小規模一時たい積事業の場合にあつては、小規模特定事業(小規模一時たい積特定事業)区域内土地使用同意書)</li><li>6 小規模特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書</li><li>7 安定計算を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した書面</li><li>8 擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図及び背面図並びに鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書</li><li>9 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面</li><li>10 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面</li><li>11 その他</li></ol>
------------------	--

様式第 6 号(第 7 条関係)

小 規 模 特 定 事 業 変 更 届

年 月 日

小 山 市 長 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け小山市指令環第 号で許可を受けた事項について変更したので、小山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 10 条第 4 項の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 事 項	
変 更 後	
変 更 前	
変 更 年 月 日	

備考 氏名又は住所の変更の場合にあつては住民票の写し又は戸籍抄本を、法人の名称、代表者又は主たる事務所の所在地の変更の場合にあつては登記事項証明書を添付すること。

土 砂 等 搬 入 届

年 月 日

小 山 市 長 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け小山市指令環第 号で許可を受けた小規模特定事業について土砂等を搬入したいので、小山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第11条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 土砂等の採取場所
- 2 地質検査の試料を採取した地点を明らかにした土砂等の採取場所の位置図及び土砂等の採取場所の現場写真・・・別添のとおり
- 3 土砂等の採取場所の工事名等
- 4 地質検査の試料の採取状況・・・別添のとおり
- 5 地質検査の結果・・・別添のとおり
- 6 土砂等の安全基準適合性の有無
- 7 土砂等の搬入予定量  $m^3$   
うち今回の搬入量  $m^3$
- 8 土砂等の搬入期間 年 月 日～ 年 月 日
- 9 土砂等の運搬事業者名

土 砂 等 発 生 元 証 明 書

年 月 日

\_\_\_\_\_様

住 所

発生元事業者 事業者名

代表者又は現場責任者

電話番号

印

次の工事等から発生する土砂等について、次のとおり処分することといたしました。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 1 項に規定する廃棄物ではありません。

工 事 等 名	
工事等施工場所	
発 注 者	
工事等施工期間	年 月 日 ~ 年 月 日
当該工事等に係る土砂等発生量	m <sup>3</sup> (うち処分契約量 m <sup>3</sup> )
今回の証明に係る土砂等の量	m <sup>3</sup> (5,000m <sup>3</sup> 以内)
発生土砂等の計量 証明書の有無	
発生土砂等の区分	
発生土砂等運搬契約者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
発生土砂等最終処分事業者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

備考 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再資源化の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第 1 に規定する区分を記載すること。

検査試料採取調書

年 月 日

採取者 住所  
所属  
職氏名  
電話番号

印

別添計量証明書(地質・水質)の検査試料を次のとおり採取しました。

検 体 区 分	
報 告 区 分	地質(搬入・定期・廃止・完了) 水質(定期・廃止・完了)
採 取 年 月 日	
採 取 日 の 天 候	
地質分析の場合の 採 取 深 度	

備考 検体区分の欄には、この調書に係る計量証明書に記載された発行番号等を記載すること。

様式第 10 号(第 9 条関係)

土 砂 等 管 理 台 帳 ( 年 月 分)

小規模特定事業許可事業者名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)	小規模特定事業の許可の番号 (小規模特定事業の期間)	小規模特定事業場の位置 (小規模特定事業区域の面積)	小規模特定事業に使用される土砂等の量 (m <sup>3</sup> )	現場責任者氏名
	小山市指令環第 号 (年 月 日～ 年 月 日)	( m <sup>2</sup> )		

土砂等の採取場所(一時たい積場)	土砂等の採取場所の事業者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)	土砂等の採取場所に係る工事等の内訳	土砂等の採取場所に係る工事等の責任者の氏名

日 付	運搬手段	土砂等の 1 日当たりの搬入量 (m <sup>3</sup> )	備 考
前月までの累計			
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
計			
累計			

備考

- 1 この土砂等管理台帳は、採取場所ごとに作成し、土砂等の搬入過程を 1 日ごとに記入すること。
- 2 備考の欄には、土砂等搬入届年月日を記入すること。
- 3 「運搬手段」の欄には、陸上輸送の場合は「1」、その他の場合は「2(備考欄に具体的な運搬手段を記載すること。)」を記入すること。
- 4 各欄に記入しきれない場合は、この様式に準じて別紙に記入し、添付すること。

様式第11号(第9条関係)

土砂等管理台帳(小規模一時たい積事業用) (年 月分)

小規模特定事業許可事業者名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)	小規模特定事業の許可の番号 (小規模特定事業の期間)	小規模特定事業場の位置 (小規模特定時区域の面積)	年間の小規模特定事業に 使用される土砂等の搬 入・搬出量(m <sup>3</sup> )	現場責任 者氏名
	小山市指令環第 号 (年 月 日～ 年 月 日)	( m <sup>2</sup> )	搬入 搬出	
土砂等の採取場所 (一時たい積場)	土砂等の採取場所の事業者の氏 名(法人にあつては、名称及び代表 者氏名)	土砂等の採取場所に係る工事等の内訳	土砂等の採取場所に係る 工事等の責任者の氏名	

日 付	搬入に係る 運搬手段等		小規模特定事業場等への搬出				備 考
	運 搬 手 段	搬 入 量 (m <sup>3</sup> )	搬出先	搬出先	搬出先	計	
前月まで の 累 計	—						
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
計							
累 計							

備考

- 1 この土砂等管理台帳は、採取場所ごとに作成し、土砂等の搬入・搬出過程を1日ごとに記入すること。
- 2 備考の欄には、土砂等搬入届出年月日を記入すること。
- 3 運搬手段の欄には、陸上輸送の場合は「1」、その他の場合は「2(備考欄に具体的な運搬手段を記載すること。)」を記入すること。
- 4 各欄に記入しきれない場合は、この様式に準じて別紙に記入し、添付すること。

様式第 12 号(第 9 条関係)

小規模特定事業状況報告書

年 月 日

小山市長様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

報告者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

小山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 12 条第 2 項の規定により、小規模特定事業の状況を次のとおり報告します。

小規模特定事業の許可	年 月 日 小山市指令環第 号				
小規模特定事業区域の面積	m <sup>2</sup> (うち実施済面積 m <sup>2</sup> )				
小規模特定事業に使用される土砂等の量	m <sup>3</sup> (うち実施済量 m <sup>3</sup> )				
今回の報告に係る期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
採取場所・工事名等	搬入予定量 m <sup>3</sup>	前回累計量 m <sup>3</sup>	今回報告量 m <sup>3</sup>	累計量 m <sup>3</sup>	備考
合 計					



小規模特定事業水質検査等報告書

年 月 日

小 山 市 長 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

報告者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

小山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 13 条第 3 項の規定により、水質等の検査結果を次のとおり報告します。

小規模特定事業 の許可	年 月 日 小山市指令環第 号
排水及び土砂等の採取場所・・・別添図面及び現場写真のとおり	
水質に係る計量証明書・・・別添のとおり	
地質に係る計量証明書・・・別添のとおり	

備考 不要な部分を線で消すこと。

様式第 15 号(第 13 条関係)

← 120cm 以上 →			
90 cm 以 上	土砂等の埋立て等に関する標識		
	小規模特定事業の許可	年 月 日 小山市指令環第 号	
	小規模特定事業の目的		
	小規模特定事業場の所在地		
	小規模特定事業を行う者の 住所、氏名及び電話番号	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
		氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
		電話番号	
	小規模特定事業の期間	年 月 日～ 年 月 日	
	小規模特定事業区域の面積	m <sup>2</sup>	小規模特定事業場の見取図
小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量(一時たい積事業にあつては、土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量)			
現場管理責任者の氏名			
50cm 以上		↑ ↓	

様式第 16 号(第 14 条関係)

小 規 模 特 定 事 業 完 了 届

年 月 日

小 山 市 長 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 届出者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号

小規模特定事業が完了したので、小山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

小規模特定事業の許可	年 月 日 小山市指令環第 号
小規模特定事業の期間等	事業期間 年 月 日 ~ 年 月 日 完了期日 年 月 日
完了した小規模特定事業区域の構造・・・別添のとおり	

様式第 17 号(第 15 条関係)

小規模特定事業廃止(休止)届

年 月 日

小 山 市 長 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
届出者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

小規模特定事業を廃止した(2 月以上休止する)ので、小山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

小規模特定事業の許可	年 月 日 小山市指令環第 号
小規模特定事業の期間等	事業期間 年 月 日 ~ 年 月 日 廃止期日 年 月 日 (休止期間 年 月 日 ~ 年 月 日)
小規模特定事業を廃止した場合は、小規模特定事業区域の構造・・・別添図面のとおり	
小規模特定事業を 2 月以上休止する場合は、小規模特定事業区域以外の地域への当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置・・・別添図面のとおり	
小規模一時たい積事業の小規模特定事業区域の面積のうち土砂等がたい積されている面積	
m <sup>2</sup>	

備考 不要な部分を線で消すこと。

(表)

小規模特定事業譲受け許可申請書

年 月 日

小 山 市 長 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 届出者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号

小山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第 18 条第 2 項の規定により、小規模特定事業の譲受け許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

小規模特定事業の 許可及び小規模特定 事業場の位置	年 月 日 小山市指令環第 号 事業の期間： 年 月 日～ 年 月 日 位置：
譲受けの相手方の 氏名及び住所	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
現場管理責任者の 氏 名	
譲 受 け の 理 由	

(裏)

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"><li>1 申請者の住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書)</li><li>2 小規模特定事業場の位置を示す縮尺 5 万分の 1 の図面並びに小規模特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図</li><li>3 小規模特定事業区域内土地使用同意書(小規模一時たい積事業の場合にあつては、小規模特定事業(小規模一時たい積特定事業)区域内土地使用同意書)</li><li>4 申請者が条例第 8 条第 1 項第 1 号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面</li><li>5 申請者が条例第 8 条第 1 項第 1 号カに規定する未成年者又は規則第 4 条の 3 第 9 号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所(法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所)を記載した書面</li><li>6 申請者が法人である場合には、条例第 8 条第 1 項第 1 号キに該当する役員又は規則第 4 条の 3 第 10 号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面</li><li>7 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面</li><li>8 申請者に規則第 4 条の 2 で規定する使用人又は規則第 4 条の 3 第 7 号に規定する使用人がある場合には、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面</li><li>9 その他</li></ol>
------------------	--

小 規 模 特 定 事 業 相 続 届

年 月 日

小 山 市 長 様

住所  
届出者 氏名  
電話番号

小山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 6 条の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、同条例第 18 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

小規模特定事業の 許可及び小規模特定 事業場の位置	年 月 日 小山市指令環第 号 事業の期間： 年 月 日～ 年 月 日 位置：
相続前の事業者	住所 氏名
相続年月日	年 月 日
現場管理責任者の 氏 名	
相続の事実を証する書面・・・別添のとおり	

(表)

	9cm
	身 分 証 明 書
	第 号
6 cm	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             写  真         </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">             押 スタ 出 ンプ         </div> <div style="text-align: right; padding-right: 20px;">             所 属 職 名 氏 名  年 月 日 生         </div> </div> <p style="margin-top: 20px;">上記の者は、小山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 22 条第 1 項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">小山市長 印</p>

(裏)

小山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染  
及び災害の発生の防止に関する条例抜粋  
(立入検査等)

第 22 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。